

市内障害児通所・入所施設 各位

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

3歳未満児の障害児の障害児支援利用料無償化に伴う事務取扱について

令和元年10月より、国において、幼児教育・保育の無償化が施行され、現在3歳児から5歳児の障害児の発達支援にかかる費用についても無償化されているところです。

令和4年10月より、本市独自で、3歳未満児の障害児の発達支援にかかる費用について、無償化することとします。

つきましては、本市の支給決定事務において、制度変更に伴う必要な事務処理について、以下のとおりお示ししますのでよろしくお願いいたします。

記

1 無償化の対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※ 3歳児から5歳児にかかる無償化の対象サービスと同様です。

※ 措置入所にかかる費用についても無償化の対象になります。

2 無償化の対象となる期間

0歳から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者

(対象者の例)

令和4年10月1日～令和5年3月31日の時期は、誕生日が
「平成31年4月2日」以降の障害児が対象となります。

3 受給者証の取扱い

本市による無償化にあたり、開始時点の令和4年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証の更新の際に順次記載していきます。令和4年10月時点で受給者証に印字のない無償化対象児童については、受給者証更新までの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化対象児童かどうかを確認し、請求していただくようお願いします。

※ 国保連合会への請求方法については別紙のとおりです。

なお、10月1日から、無償化の対象となる児童は、すでに決定されている負担上限月額を保持したまま（利用者負担上限月額を、「0円」に変更する訳ではありません）受給者証の特記事項欄に下記のように表示されます。

(記載例1) 令和元年（2019年）5月1日生まれの場合
市による無償化対象児童（対象期間 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）

4 その他

請求事務、上限管理対象の該当の有無・多子軽減の取り扱い等については別紙のとおりお示しいたします。ご確認いただきますようお願いいたします。

子ども発達支援係（電話972-2520）